

4 2 1 - 2

他店が請求を受けたとき

4 2 1 - 2 - 1

届出印廃止分以外の記名国債証券の取扱い

事務手順	取 扱 要 領
<p>①支払場所が自店 になるとき</p> <p><b>他店</b> → 自店 (受付店)</p>	<p>○ 旧支払場所から、記名国債証券元利金（償還金）支払場所変更請求書と一緒に記名国債証券印鑑票の送付を受けたときは、これを自店備付けの印鑑票として受入れる。</p> <p>* 支払場所が変更される証券の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであるときは、旧支払場所から請求書および該当の印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受ける。</p> <p>⇒ 2 3 1 参照・自店備付けの記名国債証券印鑑票・氏名等届出書の取扱い</p> <p>* ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から請求書・印鑑票の送付を受けたとき 請求書により、印鑑票に記載の支払場所を書換える。 ⇒ 4 1 7 ②参照・印鑑票の書換え</p> <p>○ 請求書は、処理欄に「印鑑票等受領日付」および「処理日付」を表示し、業務局国債証券業務グループへ送付する。</p> <p>* 請求書および該当の印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を受領したときは、請求書の処理欄に上記の「印鑑票等受領日付」等を表示するほか、同欄の余白に「見本証券受領日付」と記載し、その日付を表示する。</p>
<p>②支払場所が他店 になるとき</p> <p>自店 → <b>他店</b> (受付店)</p>	<p>○ 新支払場所から記名国債証券印鑑票等取戻通知書の送付を受けたときは、自店備付けの印鑑票から該当分を抜き出し、現在枚数から払出したうえ、速やかに新支払場所へ送付する。</p> <p>⇒ 4 1 5 ①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付</p> <p>* 新支払場所から印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書の送付を受けたときは、自店で整理保管している印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）から該当分を抜き出し、それぞれ現在枚数から払出したうえ、速やかに新支払場所へ送付する。</p> <p>⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときの取扱いは、4 1 1 ①参照</p> <p>⇒ 4 1 6 の 2 ②参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。）</p> <p>* ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から請求書の送付を受けたとき 新支払場所…ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店</p>

- ① 請求書に記載・押なつされている証券の要項、請求者の住所・氏名・印影が該当の印鑑票と一致していることを確かめる。
  - ・ 請求書の住所、氏名または印影が印鑑票と相違しているときは、その旨を記載した適宜の書面を印鑑票に添付する。
- ② 請求書の処理欄に「印鑑票等送付日付」を表示する。
  - \* 送付する印鑑票が印鑑票等（見本証券添付分）であり、かつ、当該印鑑票と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときは、請求書の処理欄に上記の「印鑑票等送付日付」を表示するほか、同欄の余白に「見本証券送付日付」と記載し、その日付を表示する。
- ③ 印鑑票・請求書とその郵便局へ送付する。
  - \* 送付する印鑑票が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該印鑑票と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も送付する。

#### 書面の例示

○年○月○日	
○○郵便局	○○銀行○○支店
御中	
記名国債証券元利金（償還金）支払場所変更 請求書について	
<p>貴局から標記請求書の送付を受けましたが、これに記載・押なつされた住所・印影が印鑑票のものと相違しています。</p> <p>については、請求書に届出印の押なつを受けたくえ、支払場所変更および住所変更の手続きを行って下さい。</p>	
以 上	

事務手順	取 扱 要 領
<p>①支払場所が自店 になるとき</p> <p><b>他店</b> → 自店 (受付店)</p>	<p>○ 旧支払場所から、記名国債証券元利金（償還金）支払場所変更請求書と一緒に氏名等届出書の送付を受けたときは、これを自店備付けの氏名等届出書として受入れる。</p> <p>* 支払場所が変更される証券の国債名称等が見本証券（印鑑票等毎配付分）にかかるものであるときは、旧支払場所から請求書および印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）の送付を受ける。</p> <p>⇒ 231参照・自店備付けの記名国債証券印鑑票・氏名等届出書の取扱い</p> <p>* ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から請求書・氏名等届出書の送付を受けたとき 請求書により、氏名等届出書に記載の支払場所を書換える。</p> <p>⇒ 417③参照・氏名等届出書の書換え</p> <p>○ 請求書は、処理欄に「印鑑票等受領日付」および「処理日付」を表示し、業務局国債証券業務グループへ送付する。</p> <p>* 請求書および該当の印鑑票等（見本証券添付分）と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を受領したときは、請求書の処理欄に上記の「印鑑票等受領日付」等を表示するほか、同欄の余白に「見本証券受領日付」と記載し、その日付を表示する。</p>
<p>②支払場所が他店 になるとき</p> <p>自店 → <b>他店</b> (受付店)</p>	<p>○ 新支払場所から記名国債証券印鑑票等取戻通知書の送付を受けたときは、自店備付けの氏名等届出書から該当分を抜き出し、現在枚数から払出したうえ、速やかに新支払場所へ送付する。</p> <p>⇒ 415①参照・印鑑票・氏名等届出書の送付</p> <p>* 新支払場所から印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻通知書の送付を受けたときは、自店で整理保管している印鑑票等（見本証券添付分）および見本証券（印鑑票等毎配付分）から該当分を抜き出し、それぞれ現在枚数から払出したうえ、速やかに新支払場所へ送付する。</p> <p>⇒ 見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときの取扱いは、411①参照</p> <p>⇒ 416の2②参照・印鑑票等（見本証券添付分）・見本証券（印鑑票等毎配付分）の取戻し（見本証券（印鑑票等毎配付分）のみの取戻しを含む。）</p> <p>* ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店から請求書の送付を受けたとき 新支払場所…ゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店</p> <p>① 請求書に記載されている証券の要項、請求者の住所・氏名が該当の氏名等届出書と一致していることを確かめる。</p> <p>・ 請求書の住所または氏名が氏名等届出書と相違しているときは、</p>

その旨を記載した適宜の書面を氏名等届出書に添付する。

- ② 請求書の処理欄に「印鑑票等送付日付」を表示する。
- \* 送付する氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であり、かつ、当該氏名等届出書と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）を送付するときは、請求書の処理欄に上記の「印鑑票等送付日付」を表示するほか、同欄の余白に「見本証券送付日付」と記載し、その日付を表示する。
- ③ 氏名等届出書・請求書をそのゆうちょ銀行の国債代理店または日本郵便会社の国債復代理店へ送付する。
- \* 送付する氏名等届出書が印鑑票等（見本証券添付分）であるときは、当該氏名等届出書と一緒に見本証券（印鑑票等毎配付分）も送付する。

#### 書面の例示

〇〇郵便局  
御中

〇年〇月〇日  
〇〇銀行〇〇支店

記名国債証券元利金（償還金）支払場所変更  
請求書について

貴局から標記請求書の送付を受けましたが、これに記載された住所が氏名等届出書のものとは相違しています。

については、支払場所変更および住所変更の手続きを行って下さい。

ただし、記名者の住所変更による相違ではなく、氏名等届出書の住所の誤りによる相違の場合には、裁定機関に訂正依頼書の発出を依頼し、氏名等届出書の住所の訂正を行って下さい。

以上